

法人における職員承継のあり方について

1 職員の承継に関する地方独立行政法人法の定め

「法人成立の際に条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、法人成立の日に法人の職員となる」(法人に承継する)(地独法第59条)。

職員承継条例(大阪府立病院機構の例)

法第59条第1項で定める府の内部組織は次に掲げるものとする。

- 1 大阪府立急性期・総合医療センター(事務局を除く)
 - 2 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター(事務局を除く)
- (以下略)

2 現在病院に勤務する職員の状況

ア	イ
病院勤務を前提とした職種の職員	県の一般行政部門との人事異動により配置されている職種の職員
医師、看護師・助産師等	事務職員等

3 検討に当たっての留意点

イの区分に該当する職種について、法人移行時の取扱い
(法人移行時における病院運営の安定性の確保)

県の一般行政部門との人事異動の可能性のある一部の医療技術職種の取扱い
(一般行政部門における医療技術職種の取扱いとの関連)

法人移行時のみならず、将来的な人材確保をどのようにするか。
(病院の経営管理に関するノウハウの蓄積等への対応)

4 先行団体の状況

職 種	大阪府	岡山県	秋田県	静岡県	
種別	特定	特定	一般	一般	
移行時期	平成18年4月	平成19年4月	平成21年4月	平成21年4月	
医師・歯科医師	承継	承継	承継	承継	
看護師・准看護師・助産師	承継	承継	承継	承継	
薬剤師	}				
臨床工学技士					
診療放射線技師					
臨床検査技師		一般行政部門との人事交流の状況等により、職種毎に、 承継・派遣が混在			
理学療法士					
作業療法士					
歯科衛生士					
栄養士					
一般行政	派遣	派遣	派遣	派遣	
社会福祉、判定員、精神保健福祉士	一般行政部門との人事交流の状況等により、職種毎に、 承継・派遣が混在				
技術員	}				
ボイラー技士		業務の外部委託等により、対応を異にする			
調理員					
病棟員					

5 検討の方向

病院勤務を前提として採用された職種（2 - アの区分）については、法の規定により法人へ承継する。

及び について

県の一般行政部門との人事異動の可能性のある職種（2 - イの区分）の取扱いについては、引き続き検討

について

法人においては、医療職、事務職のいずれについても法人のプロパー職員であることが望ましく、特に事務職員については、病院の経営管理や医療事務に関する専門的な知識が必要であり、ノウハウ蓄積の観点からも、段階的に法人プロパー化することを検討